

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 のご案内

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。
手帳等による等級の目安

1級（重度）

- ▶ 手当額 **55,350円／月**
- ▶ 対象
 - ・身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部疾患は例外があります）
 - ・療育手帳が㉔、A
 - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度）

- ▶ 手当額 **36,860円／月**
 - ▶ 対象
 - ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
 - ・療育手帳がおおむねB
 - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級
 - ▶ 支給方法 年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。
- ※次のいずれかに該当する場合には支給されません。
- ・受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合。
 - ・児童及び父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき。
 - ・児童が障害による公的年金を受けられるとき。
 - ・児童が児童福祉施設に入所しているとき（親子入所を除く）。



特別障害者手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

- ▶ 手当額 **28,840円／月**
 - ▶ 支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。
- ※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。
- ※次のいずれかに該当する場合には支給されません。
- ・受給資格者及び扶養義務者の前年度の所得が一定額以上の場合。
 - ・福祉施設等へ入所している場合。
 - ・病院等に3か月を超えて入院している場合。

障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。

- ▶ 手当額 **15,690円／月**
 - ▶ 支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。
- ※次のいずれかに該当する場合は支給されません。
- ・受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合。
 - ・福祉施設等へ入所している場合。

所得状況届、現況届の提出について

手当の支給要件を確認するために、特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要になります。また、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は、現況届の提出が必要となります。対象者には通知を送付しますので、毎年8月12日～9月11日の期間中に手続きをお願いします。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
【問合せ先】 社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）

茨城町難病患者見舞金の支給制度をお知らせします

町では、難病にり患した方の福祉の増進を図るため、見舞金を支給しています。支給を受けるには、毎年申請が必要です。

- ▶ **対象者** 次の要件を全て満たす方
 - ・茨城町に住所を有する方
 - ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方
 - ・生活保護を受けていない方
- ▶ **支給額** 年額 20,000円（年1回の支給）
※他市町村で支給を既に受けている方は対象になりません
- ▶ **申請について**
 - 申請に必要なもの
 - ・茨城県指定難病特定医療費受給者証（申請時に有効なもの）
 - ・本人または保護者の振込先金融機関通帳（口座番号確認のため写しをいただきます）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証等）
 - ・〈代理の方が申請する場合〉代理の方の身分証明書
 - 申請期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月） ※土・日・祝日を除く。
 - 申請窓口 社会福祉課（1階3番窓口）



【問合せ先】 社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に作られ、その費用は40歳以上の方の保険料、国や県、町による公費（税金）で賄われています。保険料を滞納すると、未納期間に応じて介護サービスを一時的に使えなくなったり、本来1割から3割で済む自己負担が上がったりする場合があります。

1年間滞納した場合	サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません（9割から7割相当分は未納解消後、町から払い戻されます）。
1年6か月滞納した場合	町から払い戻されるはずの自己負担（9割から7割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
2年以上滞納した場合	本来1割から3割である利用者負担が3割（自己負担がもともと3割の人は4割）に引き上げられ、かつ高額介護サービス費等が受けられなくなります。

介護サービスを受ける際のご本人・ご家族の方の負担を減らすためにも、納期限内の納付をお願いします。

納め忘れを防ぐために便利な口座振替をご利用ください。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎029-291-8407（直通）